

琉球大学学術リポジトリ

沖縄放棄請求権（4条2-4項）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 沖縄返還協定第4条2項, 米国土土地損害賠償請求委員会, 沖縄返還協定第4条3項, 米工兵隊在沖不動産部, 沖縄返還協定4条3項 キーワード (En): REVERSION TREATY EX GRATIA PAYMENTS 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43705

④ 漢孝補償訴願狀況

政務次官
官房書記官

(小)

条約課長

条約課長

安全保障課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

沖縄の漁業補償問題について

47.10.30
北米1(世中)

1. 30日午後、沖縄県漁業協同組合連合会
専務理事系満三郎、沖縄県農林水産部水産

課長崎山憲一及び全国漁業協同組合連合会
漁政部長浜崎礼三の3氏は当課を来訪し

沖縄の講和発効後の米軍使用のための立入
禁止及び操業制限による漁業損失補償に

ついては現在米軍土地裁判所に訴願中
の6:3。(別添参照)本件クレームは、去る

9月に沖縄米軍工兵隊より屋良沖繩県知事
宛書簡にてクレーム申請方要請のあつた
(別添2参照)

請求権の範ちゆうに入るものかどうか、(2)
然らざれば如何なる方法で解決される

GA-6

5121

外務省

屋良と事ある旨を以て通函のあり

のか等につき照会致した。

2. よつて当方より、前記(由)の請求権は
= 如何なるものか

沖縄返還協定第4条3項の復元補償の
解決に関するものであると、申出の請
求権は同協定第4条2項(合意議定書第4
条附件(2)高年弁官布令第19号により設
置された琉球列島米軍土地裁判所の管轄に
属する請求権)に基づき米側が処理す
べき性質のものである。従つて現在関係
者より同土地裁判所に訴願中の17件に
ついては米側の決定をまねざるを良し
と考える。首答にておいて、(なお
たラインは、沖縄国会中の累次答弁
と同様である。)

GA-6

外務省

沖繩県漁業協同組合連合会

事務理事 糸満三郎

11/1 20
* 390188

事務所 那覇市前島三丁目二五番地の一九
電話 〇二〇五四・三六二九番地
自宅 那覇市宇樋川五九番地
電話 〇三二二番地

沖繩県農林水産部

水産課長 崎山憲一

那覇市東崎一丁目二一三二番地
電話 (098) 33594
内線 (336)
直通 (336)

全国漁業協同組合連合会

漁政部

部長 浜崎礼三

東京都港区赤坂一丁目九番十三号 三全堂ビル
電話 (03) 5841061 (大代表)
テレックス 242127
郵便番号 107

別紙 1

水産関係要請書

沖縄県漁業協同組合連合会

昭和47年 月 日

殿

沖縄県漁業協同組合連合会

会長 渡嘉敷 浩 三

沖縄地区漁業協同組合長会

会長 仲 里 全 良

漁業損害補償獲得協議会

会長 波 川 光 春

要 請 事 項

- (1) 講和発効後の米軍使用のための立入禁止及び操業制限等による漁業損失補償について
- (2) 原潜入港に伴うコバルト汚染に係る漁業収益損失補償について
- (3) 1000トン級冷凍冷蔵庫設置補助について
- (4) 沖縄県漁業信用基金協会の保証基金に対する国の特別助成措置について

講和発効後の米軍使用のための立入禁止及び
 操業制限等による漁業損失補償について

本件についてはアメリカ合衆国に対し補償を要求し、現在琉球列島米国土地
 裁判所に訴願中であり、その経過は別紙の通りであります。

訴願件数77件のうち読谷漁業協同組合の1件だけの審理が終了し、970年
 12月4日その裁決書(裁判長アービング、アイゼンスタイン)を受理しま
 したが訴願を棄却することでありましたので、当然その裁決は承服出来ませ
 ん。唯今上訴中であります。残り16件についてはまだ審理の目途もついてお
 りません。

本件については、本来ならば復帰時点までに完全に解決補償しておかねばなら
 ない問題であります。未解決のまま推移しております。沖縄の零細な漁民の
 当然の権利として要求し続けている本件は、このままの状態では何時解決され
 るか憂慮に堪えません。

就きましては政府の責任において本件の早期解決方について特別の御配慮を賜
 りますよう、別紙訴願経過並びに補償要求訴願内容相添え強く要請致します。

漁業損失補償請求訴願経過について

年 月 日	説 明
1962. 11. 12	宛：行政主席 漁業損害補償陳情書を高等弁務官、米琉合同土地諮問委員会委員長への申 達依頼 差出人 漁連会長、名護、与那城、石川、読谷、 渡嘉敷、勝連、北谷、本部各漁協長、 連署
1963. 1. 29	上記回答：行政主席經由高等弁務官より 回答の主旨：米国の関係法規書で要求されてい るように考慮してもらい為、然る べき軍部へ送付した。よって諮問 委員会としては処置を取ることは できない。
1963. 2. 6	宛：行政主席 米琉合同土地諮問委員会委員長 キング大佐宛の漁業補償を委員 会の議題として採択してもらい ようとのことについて申達方依 頼 ※ 回答なし
1963. 6. 1	漁業損害補償獲得協議会を結成する。
1963. 9. 28	漁業損失補償について訴願するとを申し合せ 爾後種々検討した。
1966. 2. 9	与那城、勝連、北谷、読谷、石川、渡嘉敷、仲 里、伊江の8組合の訴願書提出準備(代理人、 牧野詩朗、真喜屋実男両弁護士)
1966. 2. 10	D Eへ訴願書写しを提出したが管轄外として受 理されず。
1966. 12. 7	D E訴願書を受理す。(ノールトン弁護士)
1969. 1. 13	漁業補償訴願に対するD Eの答弁書受理
1969. 2. 3	同審理に備えての打合せ会(代理人、関係者)
1969. 2. 4	同 上

年 月 日	説 明
1969. 2. 13	本日審理開廷予定のところ延期（土地裁判所書記退職の為）
1969. 6. 30	座間味、与那原町、渡嘉敷、小祿、本部、美里、久米島具志川、玉城三郎（糸満）の8件訴願書提出（代理人牧野・真喜屋弁護士）
1970. 1. 29	審理開廷 予定なるもDEの都合により延期
1970. 2. 19	審理開廷（読谷漁協）
1970. 3. 12	審理開廷（読谷漁協）
1970. 7. 28	読谷漁協審理に備え弁護士との打合せ（於土地連合会）
1970. 7. 20	名護漁協訴願書提出
1970. 8. 6	審理開廷（読谷漁協）～ 結審
1970. 8. 31	訴願代理人の最終弁論書（読谷漁協）提出
1970. 10. 5	被訴願人の弁論書提出
1970. 12. 14	読谷漁協に対する裁決書受理（裁判長 フービング アイゼンスタイン）
1971. 1. 14	読谷漁協の琉球列島米国土地裁判所の裁決に対し米国防長官え上訴
1972. 2. 1	読谷漁協上訴についての措置を受理（米陸軍法務部長 ジョージS. ブルー少将署名により土地裁判所経由）

漁業補償請求訴訟内訳表

組 合 名	代 理 人	請 求 額	期 間	爾後年間損失額	処 理 状 況
渡名喜漁業協同組合 192名	真喜屋実男弁護士	\$ 2,561,428.66	自 1952. 4. 28 至 1965. 4. 27	197,036.82	1966. 2. 9 裁判所提出
仲里漁業協同組合 116名	牧野博嗣弁護士	2,353,465.27	"	181,035.79	"
伊江漁業協同組合 300名	真喜屋実男弁護士	1,086,532.90	自 1955. 5. 至 1965. 4. 27	108,653.29	"
勝連漁業協同組合 194名	牧野博嗣弁護士	775,197.02	自 1952. 4. 28 至 1965. 4. 27	59,630.54	"
与那城漁業協同組合 132名	"	586,914.83	自 1952. 6. 5 至 1965. 6. 4	51,510.62	"
読谷漁業協同組合 54名	"	555,024.21	自 1952. 4. 28 至 1965. 4. 27	42,694.17	裁決確定
北谷漁業協同組合 29名	真喜屋実男弁護士	394,880.72	自 1952. 6. 5 至 1965. 6. 4	30,375.44	1966. 2. 9 提出
石川漁業協同組合 75名	"	240,875.70	自 1952. 6. 5 至 1965. 6. 4	18,528.90	"
座間味漁業協同組合 369名	牧野・真喜屋弁護士	1,710,889.52	自 1952. 4. 28 至 1969. 4. 27	100,640.56	1969. 6. 30 裁判所提出
与那原漁業協同組合 73名	"	932,724.00	自 1956. 3. 20 至 1969. 3. 19	71,748.00	"
名護市漁業協同組合 59名	"	636,807.82	自 1952. 4. 28 至 1969. 4. 27	41,351.16	1970. 7. 20
南風原漁業協同組合 16名	"	559,374.40	自 1952. 4. 28 至 1971. 4. 27	27,978.72	未 提 出
渡嘉敷漁業協同組合 137名	"	52,603.12	自 1960. 7. 至 1962. 6.	0	
小祿漁業協同組合 32名	"	886,901.05	自 1952. 6. 5 至 1969. 6. 4	52,170.65	1969. 6. 30 裁判所提出
久米具志川漁業協同組合 36名	"	1,086,746.93	自 1952. 4. 28 至 1969. 4. 27	63,926.29	"
本部漁業協同組合 6名	"	2,278,375.40	自 1952. 4. 28 至 1969. 4. 27	147,563.20	"
美里漁業協同組合 47名	"	157,573.00	自 1952. 4. 28 至 1969. 4. 27	9,269.00	"
玉城三郎 外 3名	"	101,099.00	自 1952. 4. 28 至 1969. 4. 27	5,947.00	"
計	18件	16,957,413.55		1,210,050.15	

訴訟理由：米軍の演習行為等により漁獲操業が制限又は禁止されたために生じた損害に対する補償請求。

2 原潜入港に伴なりコバルト汚染に係る漁業収益損失補償について

(1) 原因 - 1968年11月16日づけの新聞紙上に日本学術会議原子力特別委員会の主催する「那覇港の異常放射能をめぐって」のシンポジウムで那覇港がコバルト60に汚染されているとの報道と、同年12月14日づけの新聞紙上においても原潜寄港、汚染問題研究会（代表、草原信男東大教授）発行の機関紙「連絡ニュース」の中では那覇港外も汚染されていることが発表されている旨の報道に端を発し、鮮魚需要が激減し、市場における鮮魚取引が敬遠された。

(2) 市場回復のための対策

市場開設者の漁連及び漁協においては、市場混乱が沿岸ものを問わず遠洋ものにも波及したため、ことの重大性に鑑み、汚染対象と見られた沿岸漁獲物の暫定的な上場禁止と、自主的な休業措置を呼びかける一方、琉球政府及び米国民政府においても鮮魚の放射能測定の結果や米政府側の那覇港測定値を発表するなどして影響のないことを公表したが、即時混乱を平静に戻すことができなかった。

(3) 漁業損失補償の経過

このように発生した異常性は、水産業界にとって類例のないものとして、また漁業者が自ら招いた事件でもないものとして、通常得るべき収益が原潜入港を原因として問題が発生した収益減少の事実をとらえて次のとおり当該補償の請求が高等弁務官あてなされた。

(4) 今後の対策として講ずべき措置

この問題は、米軍基地設置に伴ない発生した漁業者の不利益事件であり、軍事基地のもたらした問題に対する住民感情として、しかも事実として損失行為があつたものを放置することは、地域事情として住民を納得させることはできないものを内包している。まして、佐世保の類似事件が本土においては、その対応策が講じられている事例がありますので、この問題はそのまま放置すべきものではなく、早くまで補償（見舞金）の対象にすべき問題であります。

就きましては政府の責任において本問題を取りあげ適切なる補償（見舞金）をしていただきますよう要請致します。

請求種別	請求年月日	請求の内容						備考
		値下り(1月分)		休業(1年分)		計		
		人員	請求額	人員	請求額	人員	請求額	
初	1968. 11.29	人 386	ドル 71,908	人 42	ドル 89,136	人 428	ドル 161,044	1969年5月6日 却下通知
追加	1969. 4.3	654	64,991	484	663,276	1,138	728,267	
再請求	1969. 7.14	1,040	136,900	526	(6ヶ月で改める) 364,985	1,566	501,885	1970年3月18日 却下通知
見舞金請求	1970. 6.15	"	"	"	"	"	"	未回答

却下の理由は、汚染の度合が人体に及ぼす程度のものではないこと及び米国外国損失補償法の規定の適用を受ける種類のものでないことであり、再度の却下通知が米国民政府民政官よりだされているが、日本々土佐世保港の例もあるように当該類似対策が施政権者として措置すべきとの主張をつらぬくため、1970年6月15日に従来の補償請求に代えて見舞金交付の措置について行政主席から要請書を提出した。これに対しては、まだ回答はない。

3. 1000トン級冷凍冷蔵庫設置補助について

沖縄は四面環海、資源豊富な漁場にかこまれ、漁場の中に沖縄があるといわれる程、水産業振興開発に極めて有利な地理的自然的条件に恵まれながら、未だにその生産性が低くために漁業収入は他産業に比べ低位にあります。

その最大の原因は漁業生産基盤、特に漁港とその機能施設の未整備にあります。

幸いにして本土復帰に伴い、政府の第5次漁港整備計画の中に沖縄は特に本年

度(47年度)を含めその計画が実施され、48年度には旧漁港が修築完了の運びとなりましたことを感謝申し上げます。

該漁港完成の暁には沖縄県漁運施設の移転と共に漁港機能施設を整備し、那覇市を中心とした隣接地域の漁業の中心として活用し、漁業の振興をはかる計画であります。特に今回沖縄国際海洋博覧会が開催されるに当り、生鮮食糧品の確保は重大な問題であり、業界にとって生産の向上と流通の問題は緊急かつ重要な問題となつております。

つきましては沖縄国際海洋博覧会における生鮮食糧品確保の問題も併せて今後の沖縄漁業振興のため特別な御配慮により1000トン級の冷凍冷蔵庫を沖縄県漁運を受け皿として全額国庫補助によつて設置していただきますようお願い致します。

4. 沖縄県漁業信用基金協会の保証基金に対する国の特別助成措置について

従来沖縄においては、中小漁業融資に対する信用補完措置が皆無に等しかつたため、漁業金融の円滑化を阻害する最大要因となつておりました。

復帰に伴い県および漁協系団体においては本土並みに漁業信用基金協会の早期設立を期し、融資の円滑化を促進して中小漁業の振興を図るべく計画しております。

然し、漁協系団体の自己資本の脆弱性また漁家の資本蓄積も極めて小さいことから、協会保証を満足に利用するための出資を設立時に提出することは困難な現状にあります。農林関係は、国の助成を得て復帰早々に基金協会の設立をみております。

つきましては、漁業関係も基金協会の設立時の保証基金(出資金)に対し国の特別な助成措置を講じていただきたい。

漁業補償訴願狀況

1. 昭和46年6月15日現在
沖繩市町村軍用地地主連合會資料

(1) 訴願件數 17件
(2) 補償要求額
訴願時地主の累積分 16,398千円
以後毎1年 1,182 千
復帰時迄計(1円=360円換算推定) 80億円

2. 昭和47年10月
沖繩県漁業協同組合連合會要請書

(1) 訴願件數 17件
・ 1件(読谷村漁業協同組合)
昭和45年12月14日 訴願棄却
現在上訴中。
・ 16件 未審理。
(2) 補償要求額
訴願時地主の累積分 16,398千円
以後毎1年 1,210 千

3. 昭和48年3月

沖繩県漁業協同組合連合會等陳情

(1) 訴願件數 17件 (上記2.(1)と同じ)
(2) 未訴願件數 115件 (新に提起したもの)
(3) 補償要求額 (訴願未訴願計)
381億円

アメリカ局長
参事官
北米第一課

沖縄の漁業補償関係陳情に
ついて

48.3.26

米北1

沖縄の漁業補償問題

(西銘議員の陳情に
ついて)

陳情の通り

県漁業組合関係者より28日午前11時

30分水野政務次官を来訪予定の

こと、本件増量等次の通り。

1. 本問題は、沖縄住民の漁場たる

海面を、米軍が講和後の期間に於いて

射爆漁解禁のみに立入制限を以

禁止区域としてより、関係漁業者

4月7日、二十八日陳情の直前に政務次官にお見せし
て、附帯には商合参事官同席
予定

GA-6

が被災年の経済的損害に適切

な救済措置を講ずべきであるとして、復帰

前には琉球列島米回土地裁判所に

訴願が提起されていくものがある。

(昭和46年6月15日現在の沖縄市町村

間土地連合会の資料によれば、

訴願件数17件、補償要求額は訴

願時までの累積分約16.4百円に

を基礎に復帰時までの分を以て

360円換算で概算すると約80億円)

2. 以上の請求については、沖縄返還

GA-6

協定第4条2項及び合意議事録

1(2)にあり、土地裁判所関係

訴訟として復帰後米田が引当

手処理の責任を負うことになっている。

なお、復帰後、米田は土地裁判所

の後任機関を設立して同裁判所関

係訴訟を処理することになっている。

米田内部の調整等に手回し、米

田の後任機関を設立することになっている。

が、当村の再三の督促の結果、近

日中に設立の見通しがなっている。

3. 昨年10月に、事件につき漁業組合員

係者より当課に訴状が提出された際、

事件は
当村、上記2の通り返還協定第4条

2項及び合意議事録1(2)により手廻

り処理すべき性質のものである。現在

訴訟中の17件については米田の決定を

待つべきを得ない旨回答にしている。

(別添②参照)

4. 今回の陳情団は、26日、防衛施

設等を来訪し、(1)従来訴訟中の

もの17件に加え、11件の補償要求

事件があることが利用し、右を全部
合して金額は、総計380億円に
あつた（訴訟中の17件について
上記の経緯は異なり計算方式を以て
理由）。(2) 本側による処理の見通
しは悲観的であり、日本政府による
救済を検討願ふべく、このため、
調査を実施し、これに基づいて、
施設をとり、(1) 当面
は本側による処理の結果を見出し
て、これについて検討するべきである。

(2) 本側による救済手段については、
この調査を、この官庁（施設をとりは
ずす）が執行するか、申すは、
沖繩（南米）が執行するか、申すは、
これについては、この官庁の理由（理由）
施設は返還協定第4条1項で
日本側が相手請求を放棄して済ませ
る内容調査のため、600百万の予算を
これにより、事件漁業補償もこの調査の
対象とする）との感触は持っている
が、業務分担につき南米の
課が「本側」についている理由。）

5. 当省といたは、本件陳情に入付、

(1) 土地裁判所の後任機関も近日中に充足する見通しあり、手配し、手配し、公正な取扱いを期待する。

(2) 手配処理により政情丁寧な案件の処理は国内官庁の課題である。このうちで先給し、陳情を調査し、このうちが適当と考ふる。

6. 存前、27日、本件陳情田は沖縄開発庁稲嶺政務次官と来訪し、後、同政務次官より北米1課長に対し、

28日の外務省に対する陳情の際には引くお願、有るとの伝言があった。

政務次官
 官房書記官
 首席事務官
 条約課長
 法規課長
 安全保障課長
 アメリカ局長
 参事官
 北米一課

沖縄の漁業補償に関する陳情

48. 3. 28
 北米一課

本日 11:30、沖縄県の渡嘉敷沖縄県漁業協同組合会長他3名は、西銘順治衆議院議員(自)に

伴われ、院内において水野政務次官と来訪し、本件に関する陳情を行なつた。概要

次のとおり。(注: 北米1課中同席)

1. 西銘議員より、米側に於ける本件補償要請については、今年中に1件に付お返しを

答があつたのみで、その他の訴願についてはどうなつてゐるのか全く不明である。

本件請求は沖縄返還協定上半側の責任において処理されること(北米1課注、協定4条

(注) 加件 沖縄内農産物補償施設等施設不在画境の電燈不点

2項及び答意義事録(2)であるが、(可
れにせよ半側の処理が遅れているので

閣僚はその早期解決を期待している
と述べ、別添の大平外務大臣宛陳情書

を提出した。

2. 右に於て水野政務次官より、半側の

本件処理の促進については、事務当局
より既に半側に対し督促中であつた

が、最近半側より本件処理機関とし
て従事の土地裁判所に替る土地審

問委員長(Land Claims Commissioner)
の制定の設置に關する手續を催め

ている旨通報があつたので、当方と
しては右機関による本件の早期解

決を期待すると述べた。

3. 西銘議員及び閣僚より更に、

本件解決に半側の処理が遅れている
ことが問題であり、誠に遺憾である

が、(可れにせよ本件補償要請時
ある半側の回答がセロ回答であつ

ても結構であり、閣僚は半側に
なんらかの回答を早急にもらい、右に

基づき本件を国内的に解決すること
を考えている等述べたので、政務次

官より「要望の趣旨にそつたよう半側
の本件処理につま重ねて督促するこ

とを教しなさいと答へられた。

(早速、政務次官に上記報告を致

高井大蔵(西銘議員)に答へる旨の答へを
付す。4月25日。記

講和発効時より復帰までの米軍使用
のための立入禁止及び操業制限等に
よる漁業損失補償について陳情

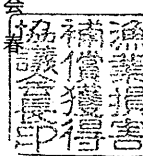
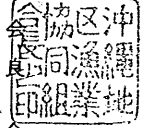
外務大臣
大平正芳 殿

昭和48年 月 日

沖縄県漁業協同組合連合会
会長 波嘉敷 浩 三

沖縄地区漁業協同組合長
会長 仲里 全

漁業損害補償獲得協議会
会長 波川 光



講和発効時より復帰までの米軍使用の
ための立入禁止及び操業制限等による
漁業損失補償について陳情

本件は多年にわたる沖縄県漁業者の懸案であります。今日までまだその解決をみないことは誠に遺憾に存じます。別紙漁業損失補償請求経過について示す通り10有余年の長い年月の間、アメリカ合衆国を相手に要請と裁判係争を行ない補償獲得を策して来ましたが一向に埒があかず、復帰を迎えることになりました。アメリカ民政府土地裁判所へ提訴した17件のうち読谷漁協の1件だけの判決がありましたが、その原判決と上訴審判決はともに提訴を棄却するとの判決であります。そしてその理由の一つとして『補償金を受ける権利があつたとしても今回の場合の請求は、対日平和条約第19条にもとづいて放棄されている』としております。全く同様の米軍使用による漁業の操業制限又は禁止を受け

日 月 年 日 時 分

昭和四十九年六月

会合振命財同漁業漁船振興
三 新 業 振 興 財 団
会合振命財同漁業漁船振興
財 全 星 財 団
会合振命財同漁業漁船振興
財 全 星 財 団

の 財 源 取 入 の 手 続 等 関 係 申 請 書
の 財 源 取 入 の 手 続 等 関 係 申 請 書
の 財 源 取 入 の 手 続 等 関 係 申 請 書

本 書 は 財 源 取 入 の 手 続 等 関 係 申 請 書
の 財 源 取 入 の 手 続 等 関 係 申 請 書
の 財 源 取 入 の 手 続 等 関 係 申 請 書
の 財 源 取 入 の 手 続 等 関 係 申 請 書
の 財 源 取 入 の 手 続 等 関 係 申 請 書
の 財 源 取 入 の 手 続 等 関 係 申 請 書
の 財 源 取 入 の 手 続 等 関 係 申 請 書
の 財 源 取 入 の 手 続 等 関 係 申 請 書
の 財 源 取 入 の 手 続 等 関 係 申 請 書
の 財 源 取 入 の 手 続 等 関 係 申 請 書

た本土漁業者は、既にその損失は国で補償済みであり施政権の一
時の分離によって20年間全く補償されていないことは、この上
ない不合理であると思います。私どもは復帰により国の力で一気
に補償解決されるものと期待致しておりましたが、何等の進展も
ないまゝに今日に至っていることに焦り感を抱いている次第で
あります。

上述のような観点からして今後は請求権問題については、国とア
メリカとの間で解決すべきものだと思考しますので、従来の請求
権問題とは切り離して私ども漁民にかかわる国としての漁業損失
補償の問題として取り上げていただきたいと思ひます。

就きましては『日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安
全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の
使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律』並びにその他の関係
法令を適及準用して別紙漁業損失補償要求額を昭和49年度予算
に予算措置し、補償して下さいませよう陳情申し上げます。

漁業損失補償請求経過について
 昭和37. 11. 12 宛：行政主席 漁業損失補償陳情書を高等弁務官、米硫合同土地諮問委員会委員長への申達依頼
 差出人 漁連会長、名護、与那城、石川、読谷、渡嘉敷、勝連、北谷、本部各漁協長、連署
 昭和38. 1. 29 上記回答：行政主席經由高等弁務官より
 回答の主旨：米国の関係法規書で要求されているように考慮してもらい為、然るべき軍部へ送付した。よって諮問委員会としては処置を取ることはいできない。
 昭和38. 2. 6 宛：行政主席 米硫合同土地諮問委員会委員長キング大佐宛の漁業補償を委員会の議題として採択してもらいようとのことについて申達方依頼
 ※ 回答なし
 昭和38. 6. 1 漁業損害補償獲得協議会を結成する。
 昭和38. 9. 28 漁業損失補償について訴願することを申し合せ爾後種々検討した。
 昭和41. 2. 9 与那城、勝連、北谷、読谷、石川、渡名喜、仲里、伊江の8組合の訴願書提出準備（代理人、牧野博嗣、真喜屋実男両弁護士）
 昭和41. 2. 10 D 区へ訴願書写しを提出したが管轄外として受理されず。

漁業損失補償請求経過について

年 月 日	説 明
昭和37. 11. 12	宛：行政主席 漁業損失補償陳情書を高等弁務官、米硫合同土地諮問委員会委員長への申達依頼 差出人 漁連会長、名護、与那城、石川、読谷、渡嘉敷、勝連、北谷、本部各漁協長、連署
昭和38. 1. 29	上記回答：行政主席經由高等弁務官より 回答の主旨：米国の関係法規書で要求されているように考慮してもらい為、然るべき軍部へ送付した。よって諮問委員会としては処置を取ることはいできない。
昭和38. 2. 6	宛：行政主席 米硫合同土地諮問委員会委員長キング大佐宛の漁業補償を委員会の議題として採択してもらいようとのことについて申達方依頼 ※ 回答なし
昭和38. 6. 1	漁業損害補償獲得協議会を結成する。
昭和38. 9. 28	漁業損失補償について訴願することを申し合せ爾後種々検討した。
昭和41. 2. 9	与那城、勝連、北谷、読谷、石川、渡名喜、仲里、伊江の8組合の訴願書提出準備（代理人、牧野博嗣、真喜屋実男両弁護士）
昭和41. 2. 10	D 区へ訴願書写しを提出したが管轄外として受理されず。

昭和41年以降の琉球列島米国人土地裁判所

昭和41.12.7 DE訴願書を受受理す。(ノールトン弁護士)

昭和44.1.13 漁業補償訴願に対するDEの答弁書受理

昭和44.2.3 同審理に備えての打合せ会(代理人、関係者)

昭和44.2.4 同上

昭和44.2.13 本日審理開廷予定のところ延期(土地裁判所書記退職の為)

昭和44.6.30 座間味、与那原町、渡嘉敷、小祿、本部、美里、久米島具志川、玉城三郎(糸満)の8件訴願書提出(代理人牧野・真喜屋弁護士)

昭和45.1.29 審理開廷 予定なるもDEの都合により延期

昭和45.2.19 審理開廷 (読谷漁協)

昭和45.3.12 審理開廷 (読谷漁協)

昭和45.7.28 読谷漁協審理に備え弁護士との打合せ(於土地連合会)

昭和45.7.20 名護漁協訴願書提出

昭和45.8.6 審理開廷 (読谷漁協) ~ 結審

昭和45.8.31 訴願代理人の最終弁論書(読谷漁協)提出

昭和45.10.5 被訴願人の弁論書提出

昭和45.12.14 読谷漁協に対する裁決書受理(裁判長アービング アイゼンスタイン)

昭和46.1.14 読谷漁協の琉球列島米国人土地裁判所の裁決に対し米国防長官へ上訴

昭和47.2.1 読谷漁協上訴についての措置を受受理(米陸軍法務部長 ジョージS.ブルー少将署名により土地裁判所経由)

昭和46.3.23 政府へ陳情

昭和46.8.8

昭和47.10.20

年月日	説明
昭和41.12.7	DE訴願書を受受理す。(ノールトン弁護士)
昭和44.1.13	漁業補償訴願に対するDEの答弁書受理
昭和44.2.3	同審理に備えての打合せ会(代理人、関係者)
昭和44.2.4	同上
昭和44.2.13	本日審理開廷予定のところ延期(土地裁判所書記退職の為)
昭和44.6.30	座間味、与那原町、渡嘉敷、小祿、本部、美里、久米島具志川、玉城三郎(糸満)の8件訴願書提出(代理人牧野・真喜屋弁護士)
昭和45.1.29	審理開廷 予定なるもDEの都合により延期
昭和45.2.19	審理開廷 (読谷漁協)
昭和45.3.12	審理開廷 (読谷漁協)
昭和45.7.28	読谷漁協審理に備え弁護士との打合せ(於土地連合会)
昭和45.7.20	名護漁協訴願書提出
昭和45.8.6	審理開廷 (読谷漁協) ~ 結審
昭和45.8.31	訴願代理人の最終弁論書(読谷漁協)提出
昭和45.10.5	被訴願人の弁論書提出
昭和45.12.14	読谷漁協に対する裁決書受理(裁判長アービング アイゼンスタイン)
昭和46.1.14	読谷漁協の琉球列島米国人土地裁判所の裁決に対し米国防長官へ上訴
昭和47.2.1	読谷漁協上訴についての措置を受受理(米陸軍法務部長 ジョージS.ブルー少将署名により土地裁判所経由)
昭和46.3.23	政府へ陳情
昭和46.8.8	
昭和47.10.20	

組 合 名	損失を受けた組合員数	損失補償要求額	損失を受けた期間	備 考
国頭漁業協同組合	209人	¥ 328,010,280	20年	漁獲数量は各漁協の資料に基づき算出し、漁価は各漁協における現在値で計算してある。
今帰仁	96	495,463,640	"	
本部	346	1,507,396,310	かつお釣、一本釣 追込漁業20年、鮪5年	
伊江	530	1,726,555,500	20年	
名護	392	1,349,753,760	"	
恩納	81	378,081,396	"	
金武	91	1,387,267,500	"	
石川	64	198,238,550	沿岸漁業 20年 鮪漁業 5年	
与那城村	195	2,940,000,000	20年	
勝連	363	3,637,462,940	"	
南原	25	179,142,700	"	
美里村	57	2,547,734,508	"	
読谷村	146	292,894,360	"	
北谷	50	688,914,979	"	
那覇地区	186	1,425,917,380	"	
与那原町	91	2,904,900,000	小型船漁業 20年 鮪漁業 17年	
佐敷	65	209,914,500	20年	
知念村	222	1,910,700,000	"	
港川	140	270,000,000	"	
糸満	528	5,915,657,640	"	
渡嘉敷	137	680,897,840	鮪漁業16年、鰹10年 沿岸漁業 2年	

漁業損失補償要求額

組 合 名	損失を受けた組合員数	損失補償要求額	損失を受けた期間	備 考
（土頭漁業協同組合）	209人	328,010,280	20年	漁獲数量は各漁協の資料に基づき算出し、漁価は各漁協における現在値で計算してある。
（本部）	346	1,507,396,310	かつお釣、一本釣 追込漁業20年、鮪5年	
（伊江）	530	1,726,555,500	20年	
（名護）	392	1,349,753,760	"	
（恩納）	81	378,081,396	"	
（金武）	91	1,387,267,500	"	
（石川）	64	198,238,550	沿岸漁業 20年 鮪漁業 5年	
（与那城村）	195	2,940,000,000	20年	
（勝連）	363	3,637,462,940	"	
（南原）	25	179,142,700	"	
（美里村）	57	2,547,734,508	"	
（読谷村）	146	292,894,360	"	
（北谷）	50	688,914,979	"	
（那覇地区）	186	1,425,917,380	"	
（与那原町）	91	2,904,900,000	小型船漁業 20年 鮪漁業 17年	
（佐敷）	65	209,914,500	20年	
（知念村）	222	1,910,700,000	"	
（港川）	140	270,000,000	"	
（糸満）	528	5,915,657,640	"	
（渡嘉敷）	137	680,897,840	鮪漁業16年、鰹10年 沿岸漁業 2年	

請求額前部表附録

年次	期間及び受取先	請求額前部表	請求額前部表 委員会別	注	備
昭和50年	座間味村漁業協同組合	2,358,910.580	2,358	座間味村漁業協同組合	
"	"	492,143.440	492	"	二
"	座間味村漁業協同組合 （座間味村漁業協同組合）	1,207,349.310	1,207	"	三
昭和50年	"	1,259,222.200	1,259	"	五
"	"	1,247,223.780	1,247	"	六
"	"	3,28,081.388	3,28	"	七
"	"	1,282,327.200	1,282	"	八
昭和50年	座間味村漁業協同組合	1,282,327.200	1,282	"	九
昭和50年	"	2,440,000.000	2,440	"	十
"	"	2,442,442.440	2,442	"	十一
"	"	1,271,457.000	1,271	"	十二
"	"	2,242,134.200	2,242	"	十三
"	"	2,242,134.200	2,242	"	十四
"	"	2,242,134.200	2,242	"	十五
"	"	1,282,327.200	1,282	"	十六
昭和50年	小島漁業協同組合	2,000,000.000	2,000	"	十七
昭和50年	"	2,000,000.000	2,000	"	十八
"	"	1,400,000.000	1,400	"	十九
"	"	2,242,134.200	2,242	"	二十
昭和50年	座間味村漁業協同組合	2,242,134.200	2,242	"	二十一

組 合 名	損失を受け た組合員数	損失補償要求額	損失を受けた期間	備考
座間味村漁業協同組合	346人	613,907,400	20年	
渡名喜村	192	3,112,620,000	"	
仲里村	115	1,435,783,440	"	
石垣市	347	622,200,000	"	
小 祿 漁 業 組 合	49	223,622,400	"	
久米島具志川村	37	984,960,000	"	
玉 城 三 郎	4	184,613,520	"	
合 計	5,104人	¥ 38,152,610,543		